

資格停止措置に係る苦情処理手続要領

(対象となる措置)

第1条 苦情処理の対象となる措置は、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（以下「告示」という。）12（2）オの規定による資格停止とする。

(資格停止の理由の明示)

第2条 知事は、告示12（2）オの規定による通知において、資格停止の理由を明らかにするものとする。

2 知事は、資格停止を行う場合には、当該資格停止について苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立て)

第3条 第1条に掲げる措置を受けた者は、当該措置について、苦情申立書(様式第1号)により苦情を申し立てることができる。

2 苦情申立書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 申立ての年月日

(2) 申立者の住所または所在地、商号または名称、代表者氏名および電話番号

(3) 申立てに係る措置

(4) 申立ての趣旨および理由

3 苦情申立ては、資格停止の期間内に行えるものとする。

(苦情申立てに対する回答)

第4条 知事は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日以内（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を含まない。）に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

3 知事は、苦情申立てに対する回答を行う場合には、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立ての却下)

第5条 知事は、第3条第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(苦情処理結果の公表)

第6条 部局長は、第4条第1項の規定による回答をしたときは、苦情申立書および同項の書面を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第7条 第4条第1項の回答に不服がある者は、同項の回答の日の翌日から起算して7日以内に、再苦情申立書（様式第2号）により、知事に対して、再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申立ての年月日
- (2) 申立者の住所または所在地、商号または名称、代表者氏名および電話番号
- (3) 申立てに係る措置
- (4) 申立ての趣旨および理由

(福井県公共工事入札監視委員会に対する審議依頼)

第8条 知事は、再苦情の申立てがあったときは、速やかに福井県公共工事入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第9条 知事は、再苦情申立てを行った者に対し、入札監視委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、次に掲げる事項について書面により回答するものとする。

- (1) 申立てが認められなかったときは、申立てが認められなかった旨および申立てに根拠が認められないと判断された理由
- (2) 申立てが認められたときは、申立てが認められた旨およびこれに伴い発注機関等が講じようとする措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第10条 知事は、第7条の申立期間の途過その他客観的かつ明白な申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情処理の結果の公表)

第11条 知事は、第9条の規定による回答をしたときは、再苦情申立書および同条の書面を速やかに公表するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月8日から施行し、同日以降に行う資格停止から適用する。

平成 年 月 日

苦 情 申 立 書

福井県知事 様

(申立者)
住所
商号または名称
代表者氏名
電話番号

印

苦情申立ての 対象となる措置	
苦情申立て の趣旨	
苦情申立ての 理由、根拠等	

再 苦 情 申 立 書

福井県知事

様

（申立者）

住所または所在地

商号または名称

代表者氏名

電話番号

印

再苦情申立ての 対象となる措置	
再苦情申立て の趣旨	
再苦情申立ての 理由、根拠等	